

## エネプリカードご利用約款

### 第1条（目的）

エネクスフリース株式会社（以下「当社」といいます）は、プリペイドカード機能を付加した「エネプリカード」を本約款に従って取扱うものとし、エネプリカードを所持されている方（以下「お客様」といいます）は、本約款によりお取引していただくものとします。

### 第2条（エネプリカードの所有権）

エネプリカードの所有権は、当社に帰属するものとします。

### 第3条（エネプリカードへの入金）

- （1） お客様は、当社所定のエネプリカード入金取扱店において現金を支払い、エネプリカードに電磁的方法でご利用可能額の入金登録手続きをとることによって、エネプリカードをご利用いただくことが可能となります。
- （2） お客様が1回に入金できる単位は、3, 0 0 0円、5, 0 0 0円、1 0, 0 0 0円、2 0, 0 0 0円、3 0, 0 0 0円、4 0, 0 0 0円です。
- （3） お客様が入金手続きを取られたときは、当社は、入金された金額を当社の管理センターのセンターサーバーに記録します。
- （4） エネプリカードに入金登録してご利用できる利用可能額の限度は、5 0, 0 0 0円です。

### 第4条（エネプリカードの利用）

- （1） お客様は、別表に定めるカーライフステーション等（以下「取扱店舗」といいます）において、エネプリカードに入金登録されたご利用可能額の範囲内で、エネプリカードを当社が指定した商品の購入代金のお支払いにご利用いただくことができます。
- （2） エネプリカードをご利用の際は、取扱店舗に設置されている当社指定の端末機によりご利用可能残額の減額をいたします。

### 第5条（ご利用可能残額の確認）

エネプリカードのご利用可能残額は、取扱店舗に設置されている当社所定の端末機その他、次の方法よりご確認ください。

- ・エネプリカードご利用時に発行されるレシート
- ・パソコン・スマートフォン：<https://prepay.cacs.jp/prc/epri/>

### 第6条（エネプリカードをご利用できない場合）

次の場合、エネプリカードをご利用いただけない場合がありますので、予めご了承ください。但し、エネプリカードがご利用できないことから、お客様に不利益及び損害が生じた場合でも、当社は一切の責を負わないものとします。

- （1） エネプリカードの破損、端末機の故障、通信設備及び回線の故障、停電、コンピュータ設備の異常並びにシステムの一部又は全部をメンテナンスにより休止する場合等により、取扱店舗でエネプリカードの記録を読み取ること若しくは確認することができないとき。

エネクスフリース株式会社

- （2） 当社が、エネプリカードのご利用ができないものとして指定した商品、サービス及び金券類（商品券、プリペイドカード等）並びに当社が指定する基準以外の量、又は金額のお支払いをされるとき。
- （3） エネプリカードが違法又は不正に取得されたものであるとき。
- （4） エネプリカードが偽造、変造又は不正に作成されたものであるとき。
- （5） その他本条各号に類する場合で、当社が必要と認めるとき。

### 第7条（カードの破損等）

- （1） エネプリカードの変形、破損等によってカード記録の読取りができなくなった場合、当社は、当社所定の方法でお客様から取扱店舗を通じてエネプリカードを提出していただくことにより、ご利用可能額を他の未使用のエネプリカードに移行するか、又はご利用可能額から当社所定の手数料を控除した金額の払い戻しを致します。
- （2） 前項の場合、当社の管理センターにおけるエネプリカードの残額記録、又はこれから推定される金額をご利用可能額と見做します。
- （3） エネプリカードの変形、破損等がお客様の故意によるものと認められる場合、当社は、本条の取扱いをいたしません。

### 第8条（第三者利用の免責）

理由の如何を問わずお客様のエネプリカードをお客様以外の第三者が利用した結果、お客様に生じた損害について、当社は、一切の責を負いません。

### 第9条（紛失・盗難の免責）

お客様がエネプリカードを紛失又は盗難等された場合、当社は、ご利用可能額の払戻しはいたしません。また、当該エネプリカードが後日発見され、この間に第三者に利用された場合、又はその他お客様に何らかの損害が生じた場合でも、当社は、一切の責を負いません。

### 第10条（換金の原則禁止）

- （1） エネプリカードは、現金とお引換えすることはできません。
- （2） 前項の定めにかかわらず、エネプリカードの利用が著しく困難になったと認められる場合、当社は、当社所定の方法で、お客様からエネプリカードを提出していただくことにより、ご利用可能額から当社所定の手数料を控除した金額の払戻しをいたします。
- （3） 前項の場合、当社の管理センターにおけるエネプリカードの残額記録、又はこれから推定される金額をご利用可能額と見做します。

### 第11条（有効期限）

- （1） エネプリカードの有効期限は、最終ご利用日（入金登録を含みます）から1年間とします。
- （2） エネプリカードの有効期限経過後は、エネプリカードをご利用いただくことはできません。
- （3） やむをえない事情によりお客様が1年間エネプリカードをご利用にならずに有効期限が経過し、お客様からご請求があったときは、当社は、当社所定の方法で、お客様からエネプリカードを提出していただくことにより、ご利用可能額を他の未使用のエネプリカードに移行するか、又はご利用可能額から当社所定の手数料を控除した金額の払い戻しを致します。
- （4） 前項の場合、当社の管理センターにおけるエネプリカードの残額記録、又はこれから推定される金額を

ご利用可能額と見做します。

(5) 第(3)項の規定にかかわらず、有効期限を徒過し、さらに1年が経過した場合、当社は、ご利用可能額の払戻しはいたしません。

第12条(エネプリカードの終了)

- (1) 当社は、社会情勢の変化、法令の改廃、天災地変又はその他当社の都合により、エネプリカードの取扱いを中断、若しくは終了する場合があります。
- (2) 前項の場合、当社は、当社所定の方法で、エネプリカードの払戻しを行うものとし、当該払戻し方法等について、お客様に事前に通知し、又は周知の措置をとるものとします。

第13条(個人情報の取扱い)

- (1) 当社は、お客様の個人情報を第(2)項に定める利用目的及び別途公表した利用目的にのみ利用します。
- (2) お客様の個人情報の利用目的は、つぎのとおりです。
- ① エネプリカードの発行、発行後の管理、利用状況の確認、その他これらに関連する業務を行うため。
  - ② エネプリカード利用状況について統計的管理を行うため。
  - ③ 本約款に基づきエネプリカードの払戻しを行うため。
  - ④ その他エネプリカードに関する管理及び運営のため。

第14条(取扱いの変更)

- (1) 当社はエネプリカードの取扱いについて、当社が必要と認める場合には本約款を変更することができるものとします。
- (2) 前項の場合、一定の予告期間において当社のホームページ等の方法によって周知するものとし、予告期間経過後から変更後の約款を適用いたします。

第15条(管轄裁判所)

本約款に基づくお取引に関し、万一当社との紛争が生じた場合、当社の本社を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第16条(お問合せ先)

エネプリカード事務局  
〒220-6128  
住所 横浜市西区みなとみらい2-3-3  
クイーンズタワーB棟28F  
トランスコスモス株式会社内  
0570-001-041 9:00~22:00(全日)

第17条(ギフトカードの特則)

- (1) エネプリカード券面にギフト金額の記載のあるカード(以下「ギフトカード」といいます)の場合、第3条第(1)項の規定にかかわらず、あらかじめ券面記載のギフト金額が入金されていますので、お客様は、入金登録手続きを取ることなく、エネプリカードをご利用いただくことができます。
- (2) ギフトカードの場合、券面記載のギフト金額は、当社の管理センターのセンターサーバーに記録されております。

- エネクスフリー株式会社
- (3) 第11条第(1)項の規定にかかわらず、お客様が利用又は入金登録手続きをされていないギフトカードの有効期限は、カード券面に記載された日となります。なお、お客様が、ギフトカードを利用し、または入金登録手続きをされたときは、第11条第(1)項に従い、有効期限は、最終ご利用(入金登録手続きを含みます)日から1年間となります。

附則 本約款は、2020年4月1日から適用します。

## エネプリカードご利用約款別表

エネプリカードは、以下の内容を遵守いただきカーライフステーションでご利用いただけます。ご利用可能範囲は、つぎのとおりです。

1. エネプリカードを利用できるカーライフステーション

下記のマークを掲示している全国のカーライフステーション



2. カーライフステーションで購入できる商品

カーライフステーションにおいて、エネプリカード利用の対象となる商品は、燃料油、その他の自動車関連商品・サービス等とします。また、1回のご利用基準は、下記の量又は金額とします。

- |                       |       |               |
|-----------------------|-------|---------------|
| (1) 燃料油               | ----- | 燃料油タンク容量まで    |
| (2) タイヤ               | ----- | その場で装着するもの    |
| (3) バッテリー             | ----- | その場で装着するもの    |
| (4) その他の自動車関連商品・サービス等 | ----  | 適切と認められる量又は金額 |

- \* 当社が、エネプリカードのご利用ができないものとして指定した商品・サービス及び金券類の購入には、エネプリカードをご利用できません。
- \* 燃料油を給油する場合、エネプリカードの残高が、当該、カーライフステーションの燃料油1ℓの価格に満たないときは、エネプリカードをご利用できません。  
尚、この場合お客様が、本約款第3条第(1)項の通りエネプリカードに入金登録手続きをとっていただくことによりご利用可能となります。
- \* 取扱店舗におけるエネプリカードの商品・サービスの販売価格及びサービスの内容については、予告なく変更することがありますので予めご了承ください。

以 上